

郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案の概要

趣 旨

郵政民営化関連 6 法^(1)の施行に伴い、並びに郵政民営化関連 6 法及び関係法律の規定に基づき、所要の規定の整備等を行う。

1 郵政民営化法（平成17年法律第97号）日本郵政株式会社法（平成17年法律第98号）郵便事業株式会社法（平成17年法律第99号）郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）。

政令の廃止

郵便貯金法施行令（昭和46年政令第298号）簡易生命保険法施行令（平成2年政令第340号）日本郵政公社法施行令（平成14年政令第384号）等を廃止する。

政令の整備

郵政民営化法施行令（平成17年政令第342号）等の関係政令について、所要の規定の整備を行う。

（整備の内容）

日本郵政公社を廃止することに伴い、「日本郵政公社」の用語を削る等関係政令について、所要の規定の整備等を行う。

郵便貯金法（昭和22年法律第144号）簡易生命保険法（昭和24年法律第68号）等を廃止することに伴い、「郵便貯金」、「簡易生命保険」等の用語を削ること等関係政令について、所要の規定の整備等を行う。

承継会社等^(2)を設立等することに伴い、特殊法人等について特別の規定を設けている政令に承継会社等を追加する等、所要の規定の整備を行う。

2 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構。

郵政民営化関連 6 法を施行するために必要な事項及び経過措置を規定すること。

その他所要の規定の整備等を行う。

施行期日

平成 1 9 年 1 0 月 1 日（一部の規定は、公布の日）